

一般競争入札公告（郵便入札）

社会福祉法人 崇徳会の発注する購入備品に関する一般競争入札（郵便入札）について下記のとおり公告します。

令和 2 年 11 月 2 日

社会福祉法人 崇徳会
理事長 野溝 守

記

1. 入札内容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 購入備品 | ① ベッド及び付属品一式
② 特殊浴槽一式
③ 什器備品一式
④ 家電一式 |
| (2) 購入備品の仕様等 | 仕様書による |
| (3) 納入期限 | 令和 3 年 3 月 8 日（月） |
| (4) 納入場所 | 埼玉県ふじみ野市大井 730 番地 12
地域密着型特別養護老人ホーム（仮）マザーアース サテライト |

2. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (3) 埼玉県電子入札共同システムの「物品等」に登録のある事業所で、平成 31 年・32 年格付けが B ランク以上であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 医療機器においては、薬機法（昭和 35 年法律第 145 号）関連の認可を有するもの。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

- (7) 特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設への納入実績があること。
- (8) 当法人の理事が役員をしている企業ではないこと。

3. 入札条件等

- (1) 入札方法 一般競争入札（郵便入札）
- (2) 予定価格 非公表
- (3) 最低制限価格 無
- (4) 入札保証金額 無

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和 2 年 11 月 9 日（月）必着
- (2) 提出書類
 - ア 一般競争入札（郵便入札）参加資格等確認申請書（様式 第 1 号）
 - イ 一般競争入札（郵便入札）参加資格等確認誓約書（様式 第 2 号）
 - ウ 会社案内・会社経歴書
 - エ 平成 31・32 年度埼玉県競争入札参加資格ランクの書類
 - オ 特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設の納入実績を証すものの写し
- (3) 提出方法 郵送のみ
- (4) 提出・問合せ先 〒356-0053 埼玉県ふじみ野市大井 621 番地 1
社会福祉法人 崇徳会
担当：小野・橋詰
電話：049-261-0700

5. 一般競争入札参加資格確認通知及び仕様等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全ての申請者に参加資格の有無について書面にて通知を行う。
- (2) 入札参加資格が有り確認された業者には仕様等（入札説明書、入札書等書式、図面・仕様書）を郵送により配布する。（現場説明会は行わないものとする。）

6. 入札日程等

- (1) 公告日 令和 2 年 11 月 2 日（月）
- (2) 応募締切日時 令和 2 年 11 月 9 日（月）
- (3) 仕様書等配布（郵送）日時 令和 2 年 11 月 12 日（木）
- (4) 質疑書提出日時 令和 2 年 11 月 18 日（水）

※質問、回答の方法は入札説明書により通知する。

- (5) 質疑書回答(郵送)日時 令和 2年 11月 20日(金)
(6) 入札予定日 令和 2年 11月 27日(金) 13時 00分～(即日開札)
(7) 入札方法 郵送(書留、簡易書留に限る。)による入札とし、持参、電報又はファクシミリによる入札は認めない。

ア、受領期限

令和 2年 11月 23日(月)～令和 2年 11月 25日(水)
下記提出先に必着。期限を過ぎて到達した入札書は、受理しない。

イ、提出先 〒356-0053

埼玉県ふじみ野市大井 621 番地 1

社会福祉法人 崇徳会

電話番号 049-261-0700

FAX 番号 049-261-0701

ウ、提出書類

- ・入札書(様式 第3号)
- ・入札金額見積内訳書
- ・連絡担当者の名刺1枚
- ・誓約書(様式 第4号)

エ、郵送方法

封筒は任意の二重封筒とし、次のとおりにする。

- ・中封筒は、入札書を入れて、封かんのうえ、「入札書在中」と朱書き明記し、開札日・入札に係る名称、入札参加者の商号又は名称を表記するものとする。
- ・表封筒は、入札書を同封した中封筒、入札金額見積内訳書、連絡担当者の名刺1枚、誓約書を入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び機関名、入札に関わる名称、入札参加者の住所及び商号又は名称を表記し、併せて「入札書在中」及び「開札日」を朱書きする。

7.落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 初回入札に参加する者の数が1者であるときは、1回のみ入札を行い再入札は行わない。
- (3) 予定価格の範囲内で入札した者がいない場合は、再度入札(郵便入札)を実施する。
- (4) (3)によっても落札者がいない場合は、最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い

価格で入札した者を対象とする。)に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。

条件1.随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内であること。

条件2.交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。

条件3.入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。

条件4.契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、当法人及び当該業者が署名(捺印)すること。

- (5) 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (6) 入札結果は、入札後直ちに入札参加者に対し、電話又はファクシミリにより連絡する。

8.入札に当たっての注意事項

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (3) 入札に際し、入札金額見積内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を後日提出すること。
- (4) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札書と共に郵送すること。
- (5) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ③ 6(7)アの期間内に到達しない場合
 - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 2者以上の入札書を提出した者がしたもの
- ⑧ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

9.契約方法等

- (1) 落札決定から本契約までの間に埼玉県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない。
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 契約の履行については、当法人の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。
- (4) 本契約の締結は当法人の理事会で承認を受けた後とする。

以上